

幸手市総合公園屋外施設における 新型コロナウィルス感染症予防のための施設利用ルール

(利用される方へのお願い)

1 団体の代表者又は施設予約者にお願いすること

- ◆団体の代表者もしくは施設予約者は、感染発生時に利用者全員の氏名、連絡先が確認できるよう各団体で利用ごとに利用者報告書の記入をお願いします。
- ◆団体の加入者、施設利用時の参加者一人ひとりに対し、本施設利用ルールを必ず周知し、施設のルールを守って施設をご利用してください。

2 施設利用前に利用者一人ひとりにお願いすること

- ◆自宅で体温の測定をして頂き、以下に該当する項目がある方は利用を控えてください。
 - ①平熱を超える発熱
 - ②咳、喉の痛みなど風邪の症状
 - ③だるさ、倦怠感、息苦しさ
 - ④嗅覚や味覚に異常を感じる
 - ⑤その他体調の異変
 - ⑥同居者や身近な人に感染が疑わしい方がいる
 - ⑦過去14日以内に海外渡航したか、又は渡航者・在住者との濃厚接触がある

3 来館時にお願いすること

- ◆利用開始10分前の入場は禁止とし、利用後は速やかに退場して下さい。
- ◆更衣室(シャワー室含)や館内の机・イスは使用できません。
- ◆管理棟や会議室の使用はできません。
- ◆放送設備は使用できません。
- ◆観覧席・芝生スタンドは使用できません。
- ◆使用後は、消毒液にて手に触れた箇所の消毒をお願いします。

4 施設利用時に利用者一人ひとりにお願いすること

- ◆周囲の人との距離の確保をしてください
- ◆運動中以外(窓口・移動時・休憩時など)はマスクの着用をしてください。
- ◆こまめな手洗い、アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- ◆大声による発声、声援、近距離での会話は行わないでください。
- ◆利用者は、利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症の陽性となった場合施設管理者に速やかに連絡をしてください。

※施設利用条件が守られない場合、他の利用者の安全確保する観点から利用を中止していただくことがあります。

※この施設利用条件・ルールは状況により変更になる場合があります。

※今後の感染状況により施設利用を休止する場合があります。

